



Title	授業書「環境政策科学」に基づく授業づくりと生徒の認識形成
Author(s)	川原, 茂雄; 丸山, 博
Citation	教授学の探究, 12, 13-43
Issue Date	1994-03-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/13588">https://hdl.handle.net/2115/13588</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_p13-43.pdf



# 授業書「環境政策科学」に基づく 授業づくりと生徒の認識形成

川 原 茂 雄  
(北海道奈井江商業高等学校)

丸 山 博  
(北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程)

## はじめに

今日、学校教育における「環境教育」の必要性・重要性は、地球環境問題の深刻化にともない、ますます高まっている。文部省においても、『環境教育指導資料』を発行し、「環境教育」の推進を積極的にはかろうとしている。しかし、学校現場における環境教育の授業実践例はまだ少なく、またその授業実践においても地球温暖化・オゾン層の破壊・砂漠化などの地球環境問題の深刻化を声高にさげび、その解決の方法として「リサイクル」や「資源を大切に」というように一人ひとりの心構えを説くものが少なくない。それらにおいては、今日の地球環境問題の深刻化の原因が主として個人のライフ・スタイルにあるとされ、南北問題やそれを引き起こしている世界資本主義システムという視点を欠いている。地球環境問題の根本的解決は一人ひとりが世界資本主義システムの問題点を把握し、それを変革するためのプロセスを科学的に認識して、主体的にその変革に寄与していかなければ実現されえない。だとすれば、環境教育は単に問題がおこる自然科学的な発生のプロセスだけではなく、それを引き起こしている世界資本主義システムの問題点をとらえさせるとともに、その根本的な解決方法として社会変革のプロセスを認識させ、その社会変革の担い手は私たち一人ひとりにあるということを自覚させるものでなければならない。筆者らはこのような観点から、高等学校における環境教育の授業実践の試みとして、北海道奈井江商業高等学校の1年生の社会科「現代社会」において、授業書「環境政策科学」に基づく授業を共同でつくりあげ、実践した。本稿では、この授業をどのようにして共同で論議してつくりあげ、授業の結果、生徒にどのような認識が形成されたのかということについて論じる。

## 1 高等学校社会科における「環境教育」の内容

高等学校社会科における「環境教育」は1960年代の公害問題の深刻化を契機として、70年代の公害教育から始まった。科目「政治・経済」のなかの「経済的分野」において四大公害訴訟や公害対策基本法などが取り上げられたのである。やがて、78年の学習指導要領の改訂によって、新科目「現代社会」が登場すると、高等学校社会科における「環境教育」は大きく変わることになる。つまり、「現代社会」の単元「現代と人間」における指導項目「人類と環境」および「人口問題と資源・エネルギー」は自然と人間との関係を生態学的視点からとらえており、

公害問題に限られていた高校社会科の「環境教育」が自然と人間との関係をふくんだ環境問題にまで広げられたのである。とはいえ、「人類と環境」という指導項目がありながらも、公害問題は別の単元「経済と調和のある発展と福祉の実現」において従来の「政治・経済」と同様の扱いをうけるというように、「現代社会」は科目として一貫した体系性がなく、既存の各科目からの寄せ集めによるモザイク科目という欠陥も、もっていた。

80年代後半に入り、「現代社会」の教科書にも地球温暖化・オゾン層の破壊・熱帯林の破壊・酸性雨などが現われるようになると、公害問題はすでに解決済みの問題として、その扱いがしだいに少なくなっていった。89年の学習指導要領の改訂において高校社会科は「地歴科」と「公民科」とに解体され、「地歴科」の「地理A」においては「地球的課題」、「地理B」においては「地球的視野」という新しい語句が使用されており、その「内容の取り扱い」においては「理学的、政治・経済的な内容には深入りしないこと」<sup>(1)</sup>とされているものの、「現代社会」で切り開かれた環境教育の地平が拡大したといえよう。また「公民科」の一科目となった「現代社会」では、「環境と人間生活」は大項目のひとつとなり、中項目「ア環境と生活」では「科学技術の発達、資源、エネルギーの需要、都市化の進展および人口の動きなどを理解させ、環境と生活とのかかわりについて考えさせる」<sup>(2)</sup>とされ、公害問題も環境問題の一つとして扱われるようになるとともに、「イ環境保全と倫理」においては「公害の防止などの環境保全の重要性を理解させ、自然と人間の調和の在り方について考えさせる」<sup>(3)</sup>として、単に環境問題についての理解だけではなく、環境問題の解決に必要な能力を身につけ、より良い環境の創造に主体的に参加し、環境への責任ある行動がとれる態度を育成することなどが求められている。

こうして高等学校社会科においては、環境教育の重要性がますます高まっているばかりか、その目的を具体化する環境教育の授業実践が必要とされているのである。

## 2 授業書「環境政策科学」の構成

丸山は自然の歴史性・階層性を基礎にして、環境教育における目的論<sup>(4)</sup>と教育内容構成論・教材論<sup>(5)</sup>をたて、環境政策に関する体系的な教授プランを授業書「環境政策科学」<sup>(6)</sup>として具体化した。授業書「環境政策科学」は自然の階層構造の頂点にたった人間からトップダウン的に人間・社会と自然との調和をはかるため、環境問題の原因を社会経済的に分析し、環境問題の解決には持続的発展概念を内在化した社会経済システムの確立が必要であることを明らかにして、一人ひとりの人間が環境問題解決のためにどのような寄与をすればよいかについての認識形成をめざすものである。その構成は以下のようになる。

- 1 企業の地域独占がひきこおした公害
  1. 1 水俣病の発見とその原因物質の究明
  1. 2 水俣における抑圧と差別
  1. 3 水俣病をめぐる行政責任
  1. 4 患者の人権の回復と水俣の再生
- 2 国と企業とのゆ着がもたらした公害
  2. 1 四日市コンビナートの現実
  2. 2 企業優先・住民無視の拠点開発
  2. 3 環境政策の推進力としての市民運動

2. 4 公害裁判による環境政策の前進
- 3 世界資本主義システムがつくりだした環境問題
  3. 1 先進国による途上国援助
  3. 2 多国籍企業の世界戦略
  3. 3 途上国の債務累積とIMFの調整プログラム
  3. 4 飢餓と軍事化を生み出す開発の構造
- 4 持続的な社会経済システム
  4. 1 持続的発展—環境問題解決のための鍵概念
  4. 2 持続的発展概念にもとづく経済システム
  4. 3 住民主体の社会システムの創造
  4. 4 途上国における自立化の試み

### 3 共同による授業づくり

#### 3.1 授業内容の検討

北海道奈井江商業高等学校は空知管内にある3間口(商業科2クラス, 情報処理科1クラス)の商業単置校であり, 現在の大学区制下の偏差値輪切り体制においては, 底辺に位置し, それゆえ, 中学校までの基礎的な知識・学力を十分に身につけていない生徒が多い。

したがって, 授業書「環境政策科学」による授業を, 丸山が作成した授業書のままおこなうことは, 生徒にとっても, また授業者である川原にとっても非常に難しいことであった。そのため, 授業書による授業の実践については, あくまでも授業書における教育内容や教育目標を最大限尊重しながらも, 授業者の指導観や生徒の実態をふまえて, 効果的な授業展開を考えていくことにした。授業書「環境政策科学」による授業づくりはこうして研究者である丸山と授業者である川原とが, それぞれの主体性を互いに尊重し, 共同研究, 共同作業によっておこなったものである。具体的には, まず丸山が授業書「環境政策科学」の要点を川原にレクチャーし, 川原はこれを自分の学校の生徒に授業することを念頭に入れて, 丸山に対し質疑および意見を述べる。その後, 丸山が再度授業書の内容を検討し, 修正を加える。川原はこうして出来上がった授業書をもとに, 自分の授業でつかうための自作プリント(付属資料参照)を作成し, 基本的にはこのプリントをつかいながら授業をおこなう。そしてその授業を丸山が参観, あるいはその結果を川原が報告し, 再度両者で授業および授業書の内容や指導方法について検討・論議していったのである。

こうした一連の共同の授業づくりの作業によって, 研究者は現場の教師が学校や生徒の実態に応じてどのような観点から実際の授業をつくり, 実践するのか, また, 授業に対する生徒の具体的な反応や理解, 認識の仕方を知ることができた。一方, 授業者においても, 研究者の作成した授業書をそのままおこなうのではなく, 授業者のこれまでの経験をいかし, 生徒の実態をふまえて, 授業書に担われた教育内容・方法を自らのものとする教材研究をおこなったうえで, 主体的な授業展開をすすめることが可能となった。

#### 3.2 授業方法の転換

授業書「環境政策科学」に基づく授業をおこなうには, 川原のこれまでのやり方すなわち講義中心の「知識の理解・暗記型」の授業方法では困難であり, 根本的な授業方法の転換が必要

であった。なぜならば、授業書「環境政策科学」に基づく授業の目的が「現代資本主義下における環境問題の社会経済的規定要因を把握させ、環境問題の根本的な解決のための社会変革のプロセスを示すことによって、社会変革の主体形成の基礎を確立する」<sup>17)</sup> ことにある以上、発問による生徒自身の能動的、主体的な思考による認識形成が不可欠なものと考えられるからである。授業書「環境政策科学」の発問は現場教師がよくおこなうように、中学校までの基礎知識や前時の授業内容を確認するようなものではなく、多様な意見に基づき豊かな論議を導き出す前提をつくりだすことを目的として、生徒の能動的、主体的な思考をうながすものとなっており、ほとんどの生徒にとって解答可能なものであった。こうして奈井江商業高等学校における「現代社会」での授業書「環境政策科学」に基づく授業は、丸山の授業書をもとに川原が作成した授業用のプリントを使用し、発問中心のものとなったのである。ただし、ただ単に教師あるいは生徒の授業書を読みあげていくというのではなく、生徒の理解を助けるために講義と板書もあわせておこなった。

### 3.3 具体的授業展開

授業書「環境政策科学」に基づく授業は、奈井江商業高等学校の1年A・B・C組の3クラスにおいて、2学期のはじめからおよそ3カ月、授業時間数は35時間（うち5時間はビデオ視聴）にわたっておこなわれた。

川原の講義中心の授業をうけていた生徒たちは、2学期になってはじまった発問中心の授業に最初はとまどいがちであった。したがって、発問に対しては、生徒自身に発言させることは難しいと判断し、自分の意見をプリントの余白に記入させることにした。その結果、発問に対する意見が一部の生徒の発言で終わらずに、全員が解答を記入するのを机間巡視で確認しながら授業をすすめることができた。ほぼ全員が記入した後、何人かの生徒に指名し、その解答を読み上げさせた。しだいに意見を書くことに慣れてきた生徒たちはやがて発言するようになってきた。こうして教師の発問と生徒の発言のやりとりのなかから対話や会話が生まれ、これまでにはなかった新しい授業のリズムとスタイルがつくられていった。授業内容はかならずしも生徒たちにとって平易なものではなかったにもかかわらず、授業全体を通じて、生徒たちの授業への集中、関心は教師の予想をはるかに越えるものであった。

## 4 授業による生徒の認識形成

授業書「環境政策科学」に基づく授業が生徒にどのような認識を形成したかについては従来のように知識の理解だけをはかるテストではなく、発問に対する意見や小单元ごとにまとめたレポート、感想文などを、おもに授業書の内容構成に即して、次のような三つの視点からみることによって、明らかにしたい。

- (1) 環境問題の社会経済的分析による問題点を把握しているか。
- (2) 環境問題の解決のための社会変革のプロセスを認識できたか。
- (3) 社会変革の主体としての自覚がみられるか。

### 4.1 企業の地域独占がひきおこした公害

本章の授業は(1)水俣病の発生のプロセスと深刻な被害の状況および企業や国・自治体の責任を示すことによって、水俣病の問題点を把握させ、(2)水俣病患者への共感をうながすとともに、

水俣病問題解決のために企業、国・自治体がなすべきことすなわち社会変革のプロセスを考えさせ、(3)生徒自身がそのために何をしなければならぬかを問うことによって、社会変革の主体としての自覚をもたせることをめざして、おこなった。

### (1) 問題点の把握

生徒のレポートをみるかぎり、生徒の大部分が水俣病のような悲惨な公害事件を引き起こした企業およびそれを放置した国、自治体に対する怒りや、公害病による被害だけでなく、差別までうけた患者らの苦しみに対する同情（かわいそうという気持ち）をいただいていた。その原因には授業書そのものが患者自身の言葉を多く引用しながら、ドラマチックに展開していること、実際の水俣病患者の姿や企業の対応をビデオで見せたことなどを考えられる。

「何十年も前に訴えた水俣病の裁判が今だに解決していないなんて、本当に信じられないことだと思います。今だに申請しても認定されずに訴えている水俣病の人たちがいます。何十年も前の公害事件なのに、なぜ、チッソ社長は申請を棄却するのでしょうか。なぜ、受け入れようとしませんか」(1B, MN)

「水俣病の人たちがどれほど苦しんでいるか、自分たちの体なのに思うように動かさずに毎日をおくっている。チッソの人たちはその人たちの訴えをよそに、認定しようとしな。本当に悪魔だ！」(1C, KA)

「改めて行政や国や企業の無責任さがわかった。(中略)もう原因がはっきりしているのに、まだ責任のがれをしようとしているのを知って、なんで患者は会社の社員に手を出さなかったのかと思った。いまでも裁判は続いているけれど、はやくチッソが負けを認めたほうが良いと思う」(1C, YK)

しかし、このような企業に対する怒りや水俣病患者たちへの同情だけでは、結局自分たちは「水俣に生まれなくて良かった」「この時代に生きてなくて良かった」というような認識に終わる可能性もある。問題は、事実や問題点を把握し、そこから怒りや同情を感じることにとどまらず、患者たちの病気や差別の苦しみに対して人間的な共感をもち、それらの根本的な解決のための社会変革のプロセスをどう主体的に認識させるかである。授業では、このことについて質問4(付属資料プリント No.22)や質問6(付属資料プリント No.24)のように、周囲から差別の目でみられ、冷たく扱われた患者たちの立場に生徒自身を立たせたり、質問8(付属資料プリント No.26)のように生徒自身に水俣病患者の家を設計させる機会を与え、水俣病の症状だけでなく、患者やその家族の人間的な苦しみや喜びについてまで深く考えさせることによって、人間的な共感を基礎とした認識が形成されるよう工夫した。

### (2) 社会変革のプロセスの認識

1章の授業がすべて終了した後、「水俣病の解決のために、企業・自治体そして私たちは何をしなければならぬか？」というテーマでレポートを書かせた。

「企業は今後二度とこのようなことを起こさない。そして心から反省して患者たちのためにいろいろする」(1C, KA)

「企業はもっと水俣病の人たちに対して暖かい心をもつべきだ」(1C, OM)

「国も企業もそれぞれ水俣病患者の気持ちになって、立場になって患者の人たちに手助けをしてあげる」(1C, TA)

「補償金をたくさん出して患者たちの家を新しくしてあげれば良いと思う」(1B, MH)

「チッソはもっと心から自分たちが悪いと反省して、患者に冷たくあたらずに、あたたかい心で寝たきりの患者のために、住みやすい、緑がいっぱいある環境を、また新鮮な魚をとりもどせるように、もっともっと自分をけずってでも患者につくしてあげればよい」(1C, NA)

「お金をはらうだけでなく自分達がきたなくした海をきれいにしてほしい」(1C, MY)

生徒のレポートには「二度とこのようなことを繰り返すな」という意見と「水俣病の患者たちに対して冷たくあたらず、暖かい心で接してほしい」という意見とが多くみられた。これは、生徒たちが水俣病の悲劇性と企業の水俣病患者に対する冷酷な対応を認識したうえで、水俣病患者への人間的な共感をふまえた意見であろう。もう一つ注目すべきことは「お金をはらうだけでなく、～をすべきである」という意見がかなりみられたことである。これは環境破壊や公害によって失われる健康や環境がお金では償えないことを認識したうえでの意見であると思われる。このことは国・自治体に対する生徒の意見にもみうけられる。

「国や県や市は、金を払ってるだけで、なにもしてあげていないんじゃないかと思う。お金で解決できるものは、なにもないと思う。命や、環境や、健康は、お金で解決しようとするのは良くない」(1C, TH)

「(国は) お金をはらうだけじゃなく、もっと水俣病患者が過ごしやすい環境を作ってあげるよう努力する」(1C, SK)

「患者たちが快適にくらせる家、生活環境づくりをする」(1B, MH)

「患者たちののはたらける場所をつくり、重症の人たちのための病院などの公共施設などをもっと国や企業たちは作っていかなくてはならないと思う」(1C, OT)

「水俣病患者にできるだけ住みやすい土地や施設を提供してあげる」(1C, KH)

「国は地域全体を改善しなければならないとおもう。その地域がよくなるにつれて今後、この様なことは起らないと思います」(1C, SS)

「国はまた公害が起きないように工場の設備ややり方を全部調べるべきだと思う。県は水俣病で親や兄弟がめんどろ見れない人たちのために施設をつくってあげれば良いと思う」(1C, UK)

「国と県は公害の基準をもっと厳しくして、もう二度とこんな病気が発病しないように厳しく取り締まったほうが良いと思う」(1B, IT)

国や自治体に対する生徒の意見は、より具体的に「患者が快適にくらせる住宅、施設、環境」を提供すべきだというものと、公害を引き起こす企業に対して厳しい監視や規制を求めるものが目立った。こうした意見は2章や3章の理解にもつながり、持続的発展概念の形成の基礎になりうるものと考えられる。

### (3) 社会変革の主体としての自覚

水俣病の問題の解決のために自らが何をしなければならないかという問いに対しては、以下

のような意見がえられた。

「僕たちができることは、水俣病だからといって差別をしないで、少しでも人間らしい接しかたをしてあげることだと思う」(1C, SR)

「患者にたいして、いやな奴という気持ちで接しないで、いたわる気持ちで接して、私たちができるかぎりのことを患者にたいしてしてあげる」(1C, TT)

「水俣病患者だからといって冷たくしない。その人たちが困っていたら、できるかぎりのことはしてあげる」(1C, SK)

「私達も水俣病にならなくて良かったという気持ちがあると思うけど、今たくさんの人達が苦しんでいることを頭に入れて、援助をしてあげたりしなければならぬ」(1C, TA)

「この水俣病を理解して、2度とこのようなことがないようにして、自分たちでできることはいっぱいあると思うので、少しでも役に立つことならやりたいと思う」(1A, KY)

「私達は身の回りで出来ることをしてあげたり、お金を集めて看護のベッドなどを買ってあげるなどしたい」(1C, FK)

このように多くの生徒たちが水俣病の患者たちに対して、「差別をしない」「冷たい目でみない」「人間らしく接する」「いたわる気持ちで接する」という意見をのべていた。これは、生徒たちがただ単に水俣病患者に対して同情(かわいそうという気持ち)をいだけではなく、人間的な共感を基礎とした認識に到達したことを示しているといえないだろうか。また以下の文章から、自らが環境問題の解決をはかる社会変革の主体としての自覚をもとうとしている者が少ないながらもいる、とはいえないだろうか。

「今、わたしたちがしなきゃならないことは、チッソがしたようなことはしないようにすること、生活環境を大切にしていくこと、公害になるようなことはしない」(1B, IT)

「私たちが大人になって、もし工場で働くようになって、こんなまちがいは起こしたくないと思う」(1C, KY)

「なにもできない。しかし、これから就職し、生活していく中でこのようなことが二度とないように心がけたい」(1C, SM)

「私達にできることは自分たちの町の家や川を大切にすること」(1C, IM)

#### 4.2 国と企業とのゆ着がもたらした公害

四日市公害は水俣病の場合と違って、国と自治体とが一体となって複数企業からなる石油コンビナートを住宅密集地に建設したことによってもたらされた公害である。したがって、ここでの授業は(1)企業の責任だけでなく、積極的に公害の発生に加担した国・自治体の責任について把握させるとともに、(2)静岡県内の三島・沼津・清水の住民たちの住民運動や四日市公害裁判がその後の国・自治体の環境行政の推進の原動力となったことを理解させることによって、社会変革のプロセスを認識させることをめざしたのである。(2)は生徒自身がこれからの環境問題の解決のためになすべきことを示唆しており、それゆえ、社会変革を担う主体としての自覚をうながすような質問やレポートを生徒たちに与えることはしなかった。

### (1) 問題点の把握

生徒たちは企業だけでなく、国・自治体に対しても怒りを表した。

「反対運動をおこそうとしたが、企業の力でふうじこめられてしまう。あまりにひどいではないか」(1 B, MM)

「国とか県がせっきょくてきに企業に有利になるようなことをしていたっていうのがはらたつ」(1 B, IT)

「被害がおこっているのにもかかわらず国も企業もなにもせずに、第2、第3のコンビナートをつくってしまい被害が拡大した」(1 B, MH)

### (2) 社会変革のプロセスの認識

水俣病も四日市公害も、結局、企業・国・自治体がいずれも根本的な解決のための対策をおこなわなかった。それゆえ、住民・患者らは裁判に訴えることによってしか、問題解決の手段を見出しえなかったのである。しかしながら、裁判は長期化し、水俣病裁判の場合は今なおつづけられている。たとえ裁判によって解決がはかられたとしても、失われた命・健康や環境がもとにもどるわけではない。こうした生徒たちは「公害は起ってからでは遅い」ということを認識し、三島・沼津・清水の住民らによる住民運動を学ぶことによって、環境問題の解決のための具体的な社会変革のプロセスを理解しえたものと思われる。

「拠点開発で生産基盤にしかお金をかけるということをしなくて、生活基盤で住民のほうにお金をかければよかったと思う」(1 B, MH)

「もっと早く法律ができていれば公害がふせげたかもしれないと思う」(1 A, KY)

「(三島・沼津・清水は)環境アセスメントによって四日市のようにならないように努力してよかったと思う」(1 B, MN)

「はやく環境アセスメントを法律にしたほうが良いと思う」(1 B, IT)

## 4.3 世界資本主義システムが作りだした環境問題

授業のはじめに生徒全員に世界地図を何も見ずに書かせてみたところ、ほとんど全員が北半球の先進国を広く大きく描いているのに対し、南半球の途上国は狭く小さく描いていた。このように生徒たちの世界認識は明らかに先進国にかたよっており、途上国についてはほとんどが「無知、無関心」であるか、または「まずしい・おくらしている・きたない」というようなマイナスのイメージをもっているかであった。このことを踏まえて、本章では、(1)南北間の経済格差と先進国の「援助」が途上国にもたらした問題点を把握させ、(2)途上国の民衆への共感をうながすとともに、南北問題と地球環境問題の解決のためにどうしなければならないかを考えさせることによって、社会変革のプロセスを認識させ、(3)生徒自身がそのために何をしなければならないかを問うて、この問題に対する主体的な認識の形成をめざした。

### (1) 問題点の把握

まずはじめに生徒たちに衝撃を与えたのは「公害輸出」であった。1、2章において水俣病や四日市公害の問題を学習し、わが国ではその後の環境政策の進展によって、ある程度の解決がすすんだ(はず)と思っていた公害問題が「援助」というかたちで日本から途上国に輸出されて

いたという事実は、生徒に驚きとともに大きな怒りをおぼえさせたのである。

「なんか日本はひどいことをしているような気がする。日本では環境基準が厳しいからと、環境基準の弱い海外の方へ工場をつくって、その工場のけむりは日本みたいな機械はつけないで、その海外の人達は今困っていると言うのに日本は知らない！なんか日本人はひどい」(1C, MK)

「日本企業はどうしようもなくやなやつだ。日本で公害基準が厳しいからって、何も他の国で公害を出さなくてもいいのに」(1C, NH)

「日本は途上国に対してひどいことをして人々を苦しめているのがどうにかならないものかと思った」(1B, MM)

「公害輸出」の例から、生徒たちはODAなどの先進国の「援助」が大規模開発や「緑の革命」などによって、途上国の環境破壊や人権侵害を引き起こし、結局は先進国や多国籍企業が利益をあげていることを理解していった。

「先進国は途上国に援助するっていっても、大変な問題をおこしているということがわかった。開発プロジェクトへの援助で、ダム・発電所などをつくったことによって、環境破壊などをもたらして、全然援助になっていないと思った」(1C, NM)

「ODAで援助しているのはわかったけれど、環境破壊や多収量品種でアメリカは金もうけをするなんて許されない。なんで援助なのに機械だの肥料を買わせるのだろう」(1C, TA)

「一体、だれのための、なんのための援助なのか？それは、日本企業のための、先進国のためのものではないだろうか？」(1B, OM)

「なぜもっとまずしいバンピー(筆者註：一般ピープル)のことを考えないのだろう。私たちと同じような年齢の子供やそれよりまだ小さな子供たちが飢えて苦しんでいるというのに、…。自分たちがよければそれでいいのか！私はゆるせない」(1C, SK)

こうした日本・先進国・多国籍企業への怒りは途上国で貧困・飢餓に苦しむ民衆に対して、同情(かわいそうと思う気持ち)を越えて、人間的な共感へと高められていく。それは水俣病、四日市公害では、「企業・国・自治体」=加害者、「地元住民・患者たち」=被害者という構図が、公害輸出や「援助」にともなう環境破壊や人権侵害では、「日本・先進国・多国籍企業」=加害者、「途上国・民衆」=被害者という構図に置き変わったからだと思われる。このような問題の認識の仕方はステロタイプ的であり、科学的ではないかもしれないが、本校の生徒たちにとっては非常に理解しやすく、授業内容はそれほど容易なものではなかったにもかかわらず、授業者の予想を越えて生徒たちの集中・関心は高かった。

## (2) 社会変革のプロセスの認識

こうして世界資本主義システムがつくりだした環境問題を把握するとともに、途上国の民衆の苦しみに対して人間的な共感を感じとった生徒たちは、問題解決のためにどのような社会変革が必要であると認識したのだろうか。それを授業書の質問29の「ODAの問題を解決するためには？」という発問に対する生徒たちの意見にみてみよう。

「途上国の環境を破壊するような巨大開発プロジェクトはやめる」  
「途上国に必要なものをつくらないようにする」  
「生産基盤の整備をやめて、生活基盤の整備に力をいれたらいいと思う」  
「途上国で苦しんでいる民衆の人達のために援助してあげる」  
「食料や衣料、福祉や教育など直接、民衆のためになるようなことにお金をつかう」  
「軍事化や人権にそむくようなことには援助しない」  
「“地球環境を守る団体”などの監視のもとで援助をおこなう」  
「途上国の悪い大統領やえらい人をやめさせる」

それは「途上国の民衆のために必要な援助を！」ということであった。このように生徒たちは、その社会変革のプロセスをかなり具体的に認識するようになってきているのである。このことは水俣病の患者たちに対する人間的な共感や四日市のような拠点開発の社会経済的要因に関する科学的認識を抜きにして考えることはできず、それゆえ、1, 2章の学習が3章の基礎になっているといえよう。

### (3) 社会変革の主体としての自覚

環境問題の根本的な解決のために、生徒たち自身が何をしなければならないかという問いに対する意見をまとめると、途上国で貧困や飢餓に苦しむ民衆の人達は「かわいそう」であり、「自分たちもなにかをしてあげたい」と思いながらも、具体的・現実的に「なにもしてあげられない」し、「なにをしていいのかわからない」、だから、せめてチャリティーの時にでも募金をしてあげたいというものであった。これでは、自分たちは恵まれた先進国の住民であり、途上国の民衆はかわいそうな人々であるという同情の域をでていない。しかし、少数ではあるが、地球人としての視野をもつ生徒もいる。

「たとえ肌の色はちがっても同じ人間なんだから、こういうことはあってはいけないと思う」  
(1C, SR)

「こういうことではやっぱりいけないと思う。ぼくたち同じ地球人どうしてこんなひどいことをしているという事は自分で自分をころそうとしているのと同じ事です。だから、みんな助け合わなくてはいけないと思います (1C, KH)

「みんな同じ地球に住んでいるのだから、もっともっと地球を大切にして、世界中の人達が協力した方がいいと思った」(1C, MY)

## 4.4 持続的な社会経済システム

本章の授業は環境問題の解決のための鍵概念として持続的発展の概念を位置づけ、それに基づく社会変革のプロセスとして持続的発展概念に基づく経済システムと住民主体の社会システムを提示する。そして、それらのシステムの基礎が南北間の NGO の連帯による途上国の自立化として、実際につくられつつあることを描きだし、社会変革の主体は人間一人ひとりであることを明らかにするのである。ここでは、(1)持続的発展概念をどのようにとらえるか、(2)自分たちの国・自治体の環境政策の決定のためにどうしなければならないか、(3)地球環境問題の解決のために今できることは何か、また将来しなければならないことは何かということについて、

生徒の認識がどのように形成されたかをみてみることにする。

### (1) 持続的発展概念

持続的発展概念の認識の前提として世代間衡平の理念を理解させるために、地球の有限性、環境と経済との相互依存性をふまえて、①保護主義モデルと②富裕モデルという二つの両極端な考え方を検討させ、資源・環境の持続的利用といった概念をとらえさせた。授業では、生徒にわかりやすくするために、①保護主義モデルについては「いまの生活をやめて、地球の資源と環境を守る」、②富裕モデルについては「いまの生活をつづけて、地球の資源を減らし環境を破壊する」と説明し、それぞれの長所と短所を考えさせたりうで、自分の考えを書かせた。

「私だとしたら地球を守りたい。だって自分はいいかもしれないけれど、これから生まれてくる子供達にはかわいそう。これからはもっと地球のことを考えていろいろと対策を練った方が良いとおもう。今の生活をがまんして地球を守るとしても、急には今の生活からはなれることはできないと思うから、少しずつでも資源のことを考え、そのためになることを沢山順々にやっていけば地球が減びることはきっとないでしょう。このままの生活でいけば、これからの子供達の生活があぶなくなるでしょう。そのためにも今からでも資源のことを考えて生きていった方がよいと思います。これからの未来の子供達のためにも…」(1C, MK)

「今の生活をやめるとするのは、とてもつらいです。だけど、今のままつづけていっても、将来に生まれてくる子供たちのことを考えるとこれもつらいこと…。だから私は①と②の両方を平等にとりたいと思う」(1C, NA)

前者のような意見はきわめて少なく、「どちらも難しい」から「中間」をとりたいという後者のような意見が大半であった。

### (2) 国・自治体の環境政策の決定

今日の資本主義社会を持続的発展概念に基づく社会へと変革するためには、自分たちの国・自治体の環境政策の決定がどのようになされなければならないかについて、①やってはいけない政策、②やるべき政策、③そのために私たちはどうしなければならないか、と問題を三つに分けて生徒たちに問うてみた。

①については、「工場・発電所・ダム・ゴルフ場の建設など環境を破壊する開発」「森林の伐採」「公害をおこすようなこと」「生産基盤にお金をかけて企業をよぶこと」「企業からお金をもらったの汚職」というような意見がみられた。

②については、「公害が起きないように企業に厳しくする(規制する・監視する)」「森林などを残す・保護する」「自然のたくさん残っているところを調査して、その場所をいつまでも残すために、国・自治体で管理する」「住民のために生活基盤にお金をかける」「地球をよごさない事の出来る人間や企業をつくる」というような意見であった。

③については、「住民が国や自治体にこうしたらよいんじゃないかいうことを言う(おおぜいで)」「住民たちから自然を守るなにかを始める」「環境破壊(公害)にはみんなで団結して反対する(訴える)」「国民の意見を聞くような政治にする」「ちゃんとした政治家を選んで、政府・

自治体を監視する」というような意見であった。

このように生徒たちは国・自治体がおこなうべき環境政策の内容を把握し、その原動力としての住民運動や主権の行使について認識しているように思われる。

### (3) 地球環境問題の解決のために

授業書「環境政策科学」に基づく授業の最後に、これまでの学習をふまえて、地球環境問題の解決のために今できることは何か、そして将来しなければならないことは何かを生徒自身の課題として、レポートを書かせた。その結果、「今できることは何か」に対する意見には全体的な傾向として二つのレベルの認識がみられた。一つは環境問題の解決を自分たちの足元から、個人的に出来ることからはじめようとする個人レベルの認識である。もう一つは、地球環境問題の解決を社会的な広がりの中で考え、行動をおこしていこうとする社会レベルの認識である。生徒の認識は個人レベルを最も基礎的なものとして、そこからどれだけ環境問題の社会経済的分析に基づく問題点の把握をしたかによって、社会レベルの認識へと広がっていくものと考えられる。

#### ① 個人レベル：地球環境問題を個人のレベルでとらえようとするパターン。

「今、出来ることは、たとえばリサイクル、ゴミを少なくするように努力するなど、自分の足元から少しずつしていきたいと思う」「私達に今できることは街のゴミ拾いからかもしれない」「ゴミを少なくしたりすることや、リサイクル、省エネなども大切な事だと思う」「空缶雑誌などを集めて再生したり、とにかくムダ使いをしないようにする」

#### ② 社会レベル：地球環境問題を社会レベルで捉え、考えようとするパターン。

「今、私達が地球市民として出来ることは、先進国とか途上国とか関係なく環境を破壊したり、資源をむだに使ってはいけないと思った。そして、困っている人がいたら助けてあげねばいけないと思った」(1C, AN)

「環境や資源をこわさないように、ダム・発電所をつくらせない。公害を出さない。公害を輸出しない。途上国の人々をたすけてあげる。環境を守る。環境規制をして、きびしくする。途上国の工場にも環境規制をしたり、装置を工場につける。工場をたてる前に住民運動や環境アセスメントをして工場をつくらせない。援助も途上国の人々に直接、お金や食料をあげる。返済金を途上国の人々のために(生活基盤など)使う」(1C, FK)

「今、自分たちが出来ることは途上国への寄付をしてあげること。少しでもお金が入れば、ネグロスの人達も作物を作るのも楽になるし、食物も前よりは多くなってゆくと思う」(1C, OM)

「途上国にも生活を向上させるために、工場やダムとかでなくて、生活基盤とかをつくってあげるために、そのための援助をしてあげればいい」(1C, NM)

「人々をみんな平等にしなければならないと思います。ある国では何も食べれず死んでゆく人々があります。その人々も同じ地球に住んでいるのです。国が違うからって見てみないフリをしている人々がイヤになりました。そういう事をやめて、たくさんの役に立つことをしてほしいです」(1C, YR)

「同じ人間なのだから地球に住んでいるみんなが平等に暮らすべきだと思う。私も口ではこういうふうに言えても、実際困っている人を助けてあげることはできないし何もしてあげられな

い。日本のボランティアの人達はフィリピンなどに「水牛」を贈っていた。やっぱり私達には募金を集めても、これぐらいのことしか出来ないと思う」(1C, MY)

「世界をすべて豊かにするには、国という見方を変えて、地球全体を見るようになれば、他人事じゃなくて自分たちにもやることがあると自覚するようになると思う」(1B, WH)

環境問題の解決が一人ひとりの足元からの行動や心がけによるというのはこれまで彼らが受けてきた「環境教育」の成果であるともいえるが、授業書「環境政策科学」に基づく授業がめざしたものは環境問題の社会経済的分析に基づく科学的認識による社会変革のプロセスの把握である。したがって、この授業の評価は個人レベルの解決方法を越えて、どれだけ社会的なレベルの認識が形成されたかどうにかかっている。

はたして生徒たちのレポートをみるかぎり、個人レベルの認識のみにとどまった者は一握りであり、ほとんどの生徒が何らかのかたちで社会レベルの認識を示している。また「将来しなければならないことは何か?」という問いに対しても、「あまり車に乗らないようする」というような個人レベルの認識を越えて、選挙権の行使や市民運動のような社会レベルの認識について言及する者がほとんどであった。では、将来しなければならないことを彼らはどう考えたのだろうか。

「将来ぼくが大人になって出来ると思う事、それは20歳を過ぎて政治を行なう人を確実に見極めれるようになって、本当の事を言い必ず世界を変えてくれそうな人に選挙でうかってもらう事。そして、あぶなそうな工場や建設物は建てさせないように他の人達とデモをしてでもやめさせたりする」(1C, KH)

「将来大人になって公害や環境についての話し合いをし、たくさん意見を言う。そして国や県に提出して、その事について話し合ってもらう。すぐ取り扱ってもらえないと思うから何度もかよってがんばる」(1C, KM)

「わたしたちの家の近くに環境を破壊するような開発計画が進められていることがわかったら、それに反対する」(1C, SK)

「大人になったら環境に対する話し合いなどをして、今の政治家みたいに環境をこわさない様に、よびかける」(1C, NY)

「選挙のとき、いい法律をつくってくれそうな人に入れる。住民運動に参加して、だめなことはだめという」(1C, TT)

「環境をこわしたら税金をとるように法律をつくったり、南北問題を解決するために借金をなくしたり、軍事費をへらすような国会議員の人を選ぶ。住民運動をして環境を保護する」(1C, KH)

「将来も、今私達ができることを同じように続けていって、もし子供が生まれたら、その子供に環境、公害、資源のことを教えて、それがどんなに恐ろしく、どんなに大切なのかを子孫に伝えたい」(1C, SM)

「ぼく達が大人になって、まずすべき事は先生が教えてくれた地球の現状を、自分の子供たちへ教えることです。たとえ時間のかかる自然環境の回復計画でも、私達の子供に託すこともできる。だから、たった一世代にたよらず、ぼくたちだけで変えようとせず、長い目で変えてゆこう。(中略)一番大事な事は、やっぱり次の世代の子供に伝え、手をつないでもらうのがな

により確実な手段だと思う」(IC, KT)

生徒たちはこうして環境問題が単純な自然破壊ではなく、その背景に世界資本主義システムの問題があることを認識し、自分個人の心がけだけでなく、自分の選挙権を行使することによって政治や政策を変えていったり、場合によっては市民運動をおこしていくというように、具体的な社会変革のプロセスを把握したといえるのではないだろうか。

### おわりに

本稿では、高等学校における環境教育の授業実践の試みとして、研究者と授業者の共同で論議して授業をつくり、その結果、環境問題についての社会経済的要因の把握やその解決のための社会変革のプロセスについての認識などが形成されたことを示した。

佐藤学氏によれば、これまでの教育研究者は「中学や高校の授業に無関心であり、中学校や高校の教室を参観し、授業の事例を検討すること自体が乏しく、また高校教師の側は「教師の学問内容の理解が授業を根本的に決定するという内容主義の意識が強く、教授学的思考の重要性は十分に認識されていない」ため、高等学校における授業研究には空白があった<sup>(8)</sup>という。今回の試みはその空白を埋めていくための小さな一歩である。今後、このような共同の授業づくりがさかんになることを期待すると同時に、われわれ自身の歩みもさらに前進させていきたいと思う。

### 註

- (1) 文部省『高等学校学習指導要領』, 1989, p. 41
- (2) 同上書, p. 44
- (3) 同上書, p. 44
- (4) 丸山博「環境教育目的論の検討と環境教育体系化の試み」『北海道大学教育学部紀要』第61号, 1993
- (5) 丸山博「環境政策科学の教育内容構成」『北海道大学教育学部紀要』第63号, 1994
- (6) 丸山博「環境政策科学教授法の研究」北海道大学教育学部博士論文, 1994
- (7) 丸山博「環境政策科学の教育内容構成」『北海道大学教育学部紀要』第63号, 1994
- (8) 佐藤学「高校における授業研究の課題」『季刊高校のひろば』第9号, 1993

以下の頁に示す教科通信は見開き2頁で一つのものである。

付 属 資 料

# We Are 現代社会 The World 教科通信

NO, 20 水俣病は終わっていない号

## 水俣病は終わっていない

発行 日 期 頁 (号) 1993年(平成5年)3月25日 木曜 384

### 水俣病、国・県に責任

**判決の骨子**  
 原告は、被告が製造・販売した水俣病の原因物質であるメチル水銀が、水俣湾に排出されたことにより、原告が水俣病に罹患したと主張し、損害賠償を求めた。被告は、原告の主張を認めず、損害賠償を認めないとした。しかし、原告の主張が事実であると認められ、被告は損害賠償を命じられた。

**105人に5億円余 熊本地裁、再び認定**  
 熊本地方裁判所は、原告の未認定患者118人のうち、105人が新たに水俣病と認定されました。この判決により、原告は5億円余の損害賠償を認められました。これは、熊本地方裁判所が初めて行った認定です。原告は、この判決を歓迎し、今後も認定を申請する予定です。

**和解拒む国は窮地**  
 国は、原告の和解を拒み、訴訟を続行しています。これは、国が原告の主張を認めないことを示しています。原告は、国を窮地に陥れようとしています。国は、原告の主張を認め、損害賠償を命じる必要があります。

第三次訴訟 第二陣判決 熊本地裁、再び認定

1991年3月31日現在、水俣病の認定患者は熊本県で1766人、鹿児島県では483人にのぼり、今なお水俣病の認定を申請している人は両県あわせて2731人にのびます。  
 1993年3月25日、第3次訴訟第2陣の判決が熊本地方裁判所によっていわたされ、原告の未認定患者118人のうち、105人が新たに水俣病と認定されました。  
 水俣病の問題はまだ解決していません。

### ○水俣病関係年表

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1908年：水俣村にチツソ工場建設     | 1966年：チツソ工場からの水銀流失停止 |
| 1932年：アセトアルデヒド製造開始    | 1968年：政府、水俣病を公式に認定   |
| 1949年：この頃水俣湾の漁獲激減     | 1969年：熊本水俣病第一次訴訟提訴   |
| 1953年：水俣各地で猫おどり病      | 1973年：熊本水俣病判決、原告勝訴   |
| 1956年：水俣病公式確認         | 第三水俣病発生報告            |
| 1959年：漁民暴動事件<br>見舞金契約 | 1974年：水俣病センター相思社設立   |
| 1961年：胎児性水俣病を診断       | 1990年：水俣湾公害防止事業終了宣言  |
| 1963年：新潟市で水俣病発生       | 1993年：第三次訴訟判決、原告勝訴   |

# 「奇病」が発見された！

— 1956（昭和31）年 —



1956年（昭和31）年4月21日水俣市内の5歳の女の子が新日本窒素株式会社（65年にチッソ株式会社と社名を変更、現在に至っています）・水俣工場付属病院で歩行障害、言語障害、狂躁状態などの診断をうけて入院しました。

家族の話によれば、その子は3月下旬からご飯をたべる時にはしを上手に使えず、ご飯をぼろぼろとこぼすようになり、4月に入ると言葉がはっきりしなくなり、手足の感覚もマヒして、入院後5日目には失明し、手足を屈曲したまま反応がなくなっていました。

4月23日には、その妹も姉と同じようにうにフラフラと歩き、はしが使えなくなり、言葉も不明瞭になって、入院しました。同病院の細川院長は隣の家にも同じような症状の子どもがいることを聞いて驚き、5月1日、水俣保健所に「原因不明の中枢神経疾患が多発している」という報告をしました。これが水俣病の正式発見の日です。

5月28日、熊本県衛生部によって水俣市医師会、保健所、チッソ付属病院、市立病院、市役所からなる水俣奇病対策委員会がつけられ、患者の発掘と原因究明への努力がはじめられました。その結果、わずか2ヵ月たらずの間に、「奇病」はすでに54年ころから発生していることが明らかになり、30人の患者が新たに見つかりました。その患者たちはそれまで栄養失調や小脳失調など、さまざまな病名をつけられて自宅で床にふしていたのでした。では、県衛生部はそれまでにみたことのない「奇病」をはじめ何と判断したのでしょうか。

Q1 県衛生部は「奇病」をはじめはどんな病気と判断したとおもいますか？

# We Are 現代社会 教科通信 The World

NO, 21 チツソはなにをしたのか号

## 原因物質はなにか？

県衛生部は患者が水俣市内の月の浦など一部の地域の漁民とその家族に集中していることから、はじめは「奇病」を偏食によるビタミン不足とか血族結婚による遺伝病と考えましたが、同年7月、とりあえず伝染病の疑いで患者を伝染病院に隔離し、翌57年3月まで伝染病予防法を適用しつづけました。そのため、患者の家には誰も寄り付かず、患者の家族が知人に道で出会っても白い目でみられるようになりました。

やがて細川院長や熊本大学医学部水俣病研究班は水俣病患者の多発地域では以前から魚が大量に浮かび上がったり、多くのネコが狂い死んでいること（左の新聞記事）に気づきました。56年10月、熊本大学研究班はネコと人間に共通する食物に注目して水俣病の原因としては水俣湾の汚染された魚介類が考えられるという発表を行いました。事実、水俣病患者の多くは魚を主食のように食べる漁民たちでした。

57年1月には熊本大学研究班と国立公衆衛生院のメンバーによる厚生省科学研究班の会議において、「水俣病の原因は魚介類にふくまれる重金属にあって、チツソの工場廃水と関係がある」という結論が出されました。しかし、水俣病の原因物質の特定には、その後6年もの歳月を要しました。

**猫てんかんで全滅  
ねずみの激増に悲鳴**

水俣市

水俣市は、水俣病の患者が集中する月の浦など一部の地域の漁民とその家族に集中していることから、はじめは「奇病」を偏食によるビタミン不足とか血族結婚による遺伝病と考えましたが、同年7月、とりあえず伝染病の疑いで患者を伝染病院に隔離し、翌57年3月まで伝染病予防法を適用しつづけました。そのため、患者の家には誰も寄り付かず、患者の家族が知人に道で出会っても白い目でみられるようになりました。

やがて細川院長や熊本大学医学部水俣病研究班は水俣病患者の多発地域では以前から魚が大量に浮かび上がったり、多くのネコが狂い死んでいること（左の新聞記事）に気づきました。56年10月、熊本大学研究班はネコと人間に共通する食物に注目して水俣病の原因としては水俣湾の汚染された魚介類が考えられるという発表を行いました。事実、水俣病患者の多くは魚を主食のように食べる漁民たちでした。

57年1月には熊本大学研究班と国立公衆衛生院のメンバーによる厚生省科学研究班の会議において、「水俣病の原因は魚介類にふくまれる重金属にあって、チツソの工場廃水と関係がある」という結論が出されました。しかし、水俣病の原因物質の特定には、その後6年もの歳月を要しました。

熊本日日新聞  
(1954年8月1日)

Q2 水俣病の原因物質の特定が遅れたのはなぜだと思いますか？

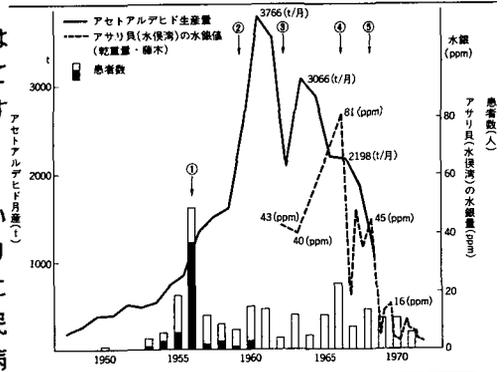
# チッソ水俣工場のしたこと

当時のチッソ水俣工場は化学肥料や酢酸、硝酸などの工業製品あるいは塩化ビニールやその可塑剤であるオクタノールなどを製造し、1時間あたり600トンもの工場廃水を無処理のまま水俣湾に垂れ流していました。熊本大学研究班は工場の公表文書に記載されている工場廃水中の有害物質マンガン、セレン、タリウム、鉛、砒素などについて一つ一つ分析と動物実験をくりかえしましたが、いずれも水俣病とは関係がありませんでした。

1959年、研究班は前年イギリス人の神経学者マッカルパインが水俣病患者をみて、有機水銀中毒に似ていると述べたことに触発され、水俣湾の水銀分布調査を行いました。はたして水俣湾の泥土や魚介類中からは大量の水銀が検出され、その地理的分布が水俣湾内のチッソの工場廃水に由来することは明らかでした。また、水俣湾産の魚介類、それを投与して発症したネコ、水俣病患者やその家族の毛髪からも高濃度の水銀が検出されたことなどから、厚生省食品衛生調査会は熊大研究班の研究結果を認めざるをえず、同59年厚生大臣に「水俣病は水俣湾およびその周辺に生息する魚介類を摂取することによっておこる、主として中枢神経系統の障害される中毒性疾患であり、その主因となすものはある種の有機水銀化合物である」という答申をしました。

一方、工場付属病院の細川院長は同年には1日20グラムの工場廃水をネコに飲ませて78日後に水俣病を発症させた実験結果をすでに工場幹部に報告していました。

ところが、チッソはその結果をかくして、「水銀は出しても、有機水銀は出していない」とし、熊大の研究班の工場内への立ち入りを拒否しただけでなく、「旧日本軍の爆薬によって海水が汚染されたから」とか、「漁民が腐った魚を食べたから」といって、水俣病の原因究明をおくらせ、生産に直接関係のない公害防止設備を節約して、アセトアルデヒドの製造をつづけていったのです。(右図)



(1)水俣病発症正式発表。(2)水俣病の原因が明らかになった。(3)チッソの労働争議。(4)排水を閉鎖循環方式に転換。(5)生体検出。黒線は1971年頃までに正式に認定された、急性、慢性性典型例。白線は第二次研究班が調査、月々検出で1973年に新しく発見した患者。

チッソのアセトアルデヒド生産量と水俣湾のアサリ貝の水銀濃度

この間、熊大研究班は水銀が有機水銀に変わるメカニズムの追求に長い時間を費やしましたが、そのメカニズムを発見することはできず、ようやく「有機水銀化合物は工場から直接排出されている」と考えざるをえないとの結論にいたりました。

やがて、研究班の一人が数年前にチッソの酢酸工場の排水から直接採取した廃液の小ビンを偶然発見し、その廃液中に有機水銀が含まれていたことから、水俣湾の魚介類中の有機水銀化合物はチッソ水俣工場から排出されたものであり、それが食物連鎖によってネコや人間に高濃度で蓄積されたことが実証されたのでした。1963年のことでした。

# We Are 現代社会 教科通信 The World

NO, 22 立ち上がった漁民・患者たち号

## 漁民・患者は立ち上がった



チツソがひそかに排水口を百間港から八幡プールへ変更し（左図）、水俣川河口に廃液を流しはじめたのは1958年のことでした。

水俣川は工場廃水を不知火海の沖まで押し出し、潮の流れそれを北に向けて運びだします。したがって、水俣湾周辺に限られていた魚介類の死骸やネコの姿が不知火海沿岸一帯にひろがり、翌59年には水俣市の北側の津奈木町や鹿児島県出水市でも水俣病が発生するようになりました。

そのため、魚を食べることへの不安が高まって不知火海の魚がさっぱり売れなくなり、漁民たちはその日の米にも事欠くようになりました。

たまりかねた漁民たちは8月、漁業被害への補償や工場の操業停止などを要求して工場に押しかけました。その後も、漁民たちはなん度も工場側に団交を申し入れましたが、その度に拒否されました。このような工場側の対応に怒った漁民たちは11月工場内に乱入し、施設や器材を破壊しました。

また、病苦と貧困にうちめされていた水俣病患者とその家族も、補償を求めて工場正門前で一ヶ月間の座込みをつづけました。

こうした一連の事態の收拾をはかるため、熊本県知事によって調停委員会がつくられ、12月30日に漁民・患者側への補償額が決定されました。

Q3 漁民と死亡した患者に一度に支払われた補償金はそれぞれどれくらいだったと思いますか。

# 漁民・患者をだましたチッソ

第三者機関であるべき調停委員会はチッソ寄りの人達によって構成されており、調停はチッソのペースですすめられました。この結果、漁民には要求額22億円に対し9千万円（漁民一人あたり平均2万2500円）、患者には「見舞金」として、死者30万円、成人年間10万円、子ども年間3万円の支払いを約束しました。（59年度当時のチッソの年間売上高は150億円に達していたのにです）

しかし、チッソは自らの責任を認めないどころか、「排水浄化装置をつければ、それ以降の排水量に制限をつけない」とか、「過去の水俣工場の排水が水俣病と関係があったことがわかって一切の追加補償はしない」という条件までつけたのでした。

チッソと県はこうした最小限の負担によって「水俣病は終わったもの」と人々に思い込ませ、運動を沈静化し、生産を維持しようとしたのです。



しかし、チッソがとりつけた排水浄化装置である「サイクレータ」は、実際にはまったく効果ないにもかかわらず、チッソ社長が報道陣の前で浄化後の廃液と称した水道水を飲みほすという芝居までして、その後もアセトアルデヒドの製造をつづけていきました。

その当然の結果として、不知火海沿岸の多くの住民たちがメチル水銀化合物に汚染されましたが、「見舞金」契約後、チッソと行政に都合の良い認定制度がつくられ、69年までの10年間に水俣病と認定されたのはわずか33人にすぎませんでした。

このような漁民・患者たちのせっぱつまった行動にたいして、工場労働者も市民も漁協ですら、漁民・患者たちには冷たかったのです。チッソを中心とする市内のすべての労働団体は59年に工場の操業停止の反対と漁民の暴力行為への糾弾を決議し、漁民・患者たちの運動を批判しました。

多くの水俣市民も水俣病のことを忘れようとし、「水俣病ばこげんなるまでつつきだして、大ごとになってきた。会社がつぶるぞ、水俣はくれの間ぞ、水俣病患者どころか」といって、漁民や患者たちの運動をこころよく思いませんでした。

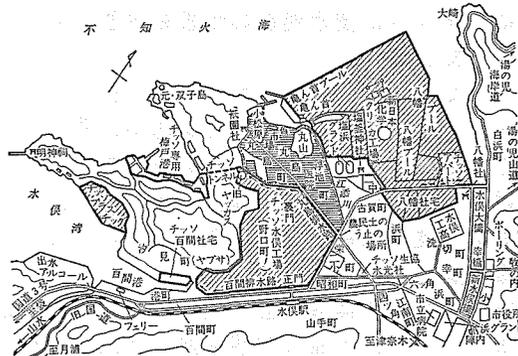
Q4 漁民や患者たちの運動が孤立したのはなぜだと思いますか？



# チッソ城下町・水俣市

チッソの前身、日本窒素肥料株式会社が「敷地を安く提供し、送電距離の一部の電柱を寄付する」という誘致をうけて水俣に進出したのは1908（明治41）年のことでした。

水俣では広大な塩田が塩の専売制の実施によって閉鎖され、敷地と労働力があまっていたからです。（下図）



水俣の市街地の変容

（上：明治末から大正中ごろ，下：昭和末期）

「チッソあっての水俣」と考え、水俣病を「人口の1パーセントにみえない漁民（チッソ関連の従業員とその家族が水俣市の人口4万8千人の3分の1近くのにぼりました）の病気であり、チッソの発展すなわち地域の発展をさまたげるものである」ととらえていたのです。

このように自治体が企業の御用機関となり、住民との間に「社員でなければ人にあらず」という風潮のある企業城下町では、企業の私的利益のために自然が利用され、町並みがつくられ、そして、公害病が発生するのです。

やがてチッソは第一次世界大戦時の化学肥料の輸入停止に便乗して硫酸や石灰窒素などを増産し、急激な成長をとげていきます。

こうしたチッソの急成長とともに、水俣では産業構成にしめる工業人口が20年にはすでに30パーセント近くにも達しました。

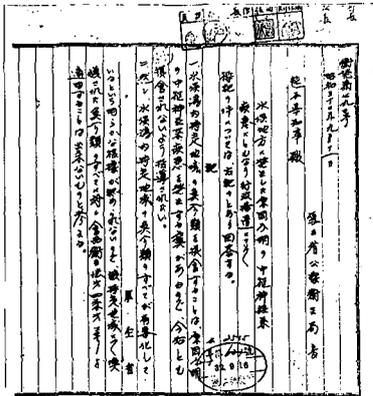
25年には水俣町長にチッソの元社員がなり、町議会に工場長など関係者が7人も当選するとまもなく、町はチッソの工場拡張と町の発展の基盤強化であるとして、新たな工場敷地の確保、港湾の埋め立てや税金の徴収などにおいてチッソの便せんをはかっていきました。

こうしてチッソが水俣町政を支配し、水俣における土地、水などの資源や港湾、鉄道などの生産基盤を専有するようになると（左図）、水俣の住民たちの中にはチッソの社員を頂点とし、漁民を底辺とする社会的秩序がつくられました。

したがって、水俣市民の多くは

## 汚染魚は放置された

厚生省公衆衛生局長から熊本県知事への通達（1957年9月）



チツソによる有機水銀の排出とそれともなう水俣湾内の魚介類の汚染と水俣病の被害の拡大に対して、国や県の行政はといったにをした（しなかった）のでしよう。

まず、チツソ水俣工場の製造工程と排水処理に対する指導監督をするべき国の通産行政は、チツソに排水処理の改善を徹底しませんでした。

また、漁民の保護と環境保全に配慮すべき水産行政はチツソによる漁業汚染に関心を示さず、県水産課は漁協からの再三の要請をうけて52年によく調査を行いました。

その報告書において、工場廃水と魚の死の関連が指摘されているにもかかわらず、県水産課はチツソ側を察して、その報告書を闇に葬りました。

一方、県衛生部は一係官が集めた工場廃水—魚—水俣病の因果関係に関する資料を無視して、水俣病を当初は伝染病として扱い、水俣病の原因究明を遅らせたばかりか56年には熊大研究班が重金属中毒説を発表し、魚介類の摂取の禁止を強調していたにもかかわらず、適切な処置をとりませんでした。

さらに、57年9月、厚生省の熊本県知事への通達は、水俣湾の魚を「摂取しないように」としながら、ついに「漁獲禁止」とすることはしませんでした。

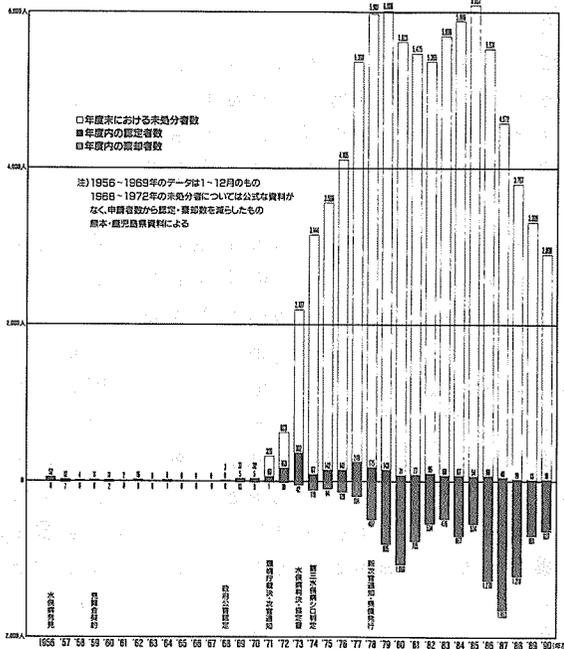
Q5 厚生省の通達はなぜ「漁獲禁止」を決めなかったのでしょうか？

厚生省の通達は「水俣湾内特定地域の魚介類すべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められない」ため、「食品衛生法第4条第2項を適用することはできない」ものとしています。（すなわち「漁獲禁止」はできないということ）

環境汚染の問題はすべてが明らかになってからでは手遅れですから、その前に適切な措置をとらなければなりません。したがって、厚生省および熊本県衛生部は魚介類の有毒化の疑いが認められた時点で、漁協に対して、漁獲禁止を要請すべきだったのです。

しかし、当時八代臨界工業地帯の造成に乗り出していた県にしてみれば、工場誘致のために公害問題の存在を明らかにしたくないという意向があり、国の場合は漁獲規制を徹底すれば漁業法にもとづく補償問題がふりかかることを恐れており、それゆえいづれも漁獲禁止措置にふみきらなかったのです。

## なぜ少ない水俣病認定患者



31) 年の正式発表以来、1970(昭和45)年までの15年間に水俣病として認定された人はわずか121名にすぎません。

国がチッソの工場から排出されるメチル水銀化合物を水俣病の原因物質として正式に認めたのは、チッソが石油化学工業におかれて採算のとれなくなったアセトアルデヒドの製造を中止した直後の1968年です。

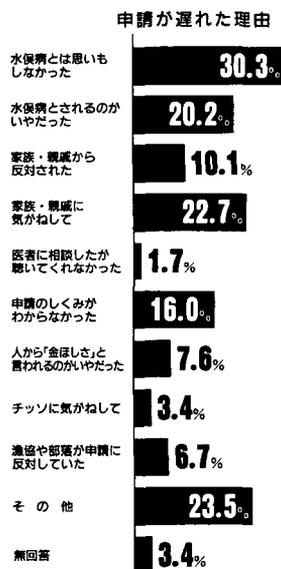
その結果、不知火海沿岸の20万人の住民が濃厚な水銀汚染に長期間さらされ、65年には新潟県阿賀野川流域でも、昭和電工の工場廃水による第2水俣病がひきおこされることになったのです。

こうして不知火海沿岸では多数の住民が魚介類を通してメチル水銀化合物を摂取していたにもかかわらず、1956(昭和

Q6 56年～70年の間、水俣病の認定患者が少ないのはなぜでしょうか？

# We Are 現代社会 The World 教科通信

## NO, 25 認定されない水俣病患者号



%は、該当者119人に対するもの

なぜ認定患者がすくなかったか、それは第一に、熊本県が水銀汚染地域全域においての住民の一斉健康調査を行わず患者本人の申請のよって水俣病かどうかの認定をするという形式をとったことです。

水俣市では「市報」をとおしての「水俣病かくし・水俣病わすれ」のキャンペーンが徹底して行なわれ、水俣病患者に対するマイナス・イメージが形成され、水俣病患者のなかには申請を拒否したり、ためらったりする人が多くみられました。（左図）

71年になって県はようやく一部の地域において一斉検診を行いました。しかし、その間に何人の水俣病患者が認定されないまま死んでいったのかは誰にもわかりません。

第二に、59年、県がチッソの要請をうけて厚生省に働きかけ、補償金受給資格審査のための機関として水俣病の認定制度をつくり、水俣病の認定基準をきびしくしていたことです。これによって、水俣病の概念が初期の重症患者の特徴、すなわち感覚障害、言語障害、運動障害、聴力障害、視野狭窄などをそろえたものとして固定され、それ以外の患者はたとえ同じ食事をしていた家族といえどもことごとく棄却されていったのです。

このように行政（国・県）は、患者を救済するどころか、切り捨ててきたといわざをえません。そして、ついに棄却された患者たちは69年以降つぎつぎと裁判をおこし、チッソや国・県の過失責任を問うとともに、水俣病の概念について争いました。

Q7 なぜ、患者たちは水俣病を裁判所に訴えたのでしょうか？

# 水俣病裁判判決

— 1973 (昭和48) 年 —

## 判決理由

「化学工場が、廃水を工場外に放流するにあたっては、常に最高の知識と技術を用いて廃水中に危険物混入の有無および動植物や人体に対する影響のいかんにつき調査研究を尽くして、その安全性を確認するとともに、万一有害であることが判明し、あるいはその安全性に疑念を生じた場合には直ちに操業を中止するなどして必要最大限の防止措置を講じ、とくに地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有するものといわなければならない。

いかなる工場といえども、地域住民の生命・健康を侵害し、これを犠牲にすることは許されないからである。」

「被告工場における廃水の水質が法令上の制限基準や行政基準に合致し、その廃水処理方法が同業他事業所のそれより優れていたとしても、被告工場がアセト・アルデヒド廃水を放流した行為については、終始過失があったと推認するに十分であり、廃水の放流が、被告の企業活動そのものとしてなされたという意味において、被告は過失の責任を免れないものといわなければならない。」

熊本地方裁判所  
1973年3月20日

これまでみてきたようにチツソと国や熊本県の責任は明らかです。しかし、チツソも国・県もその責任を認めようとはしませんでした。

その結果、患者たちは裁判に訴え、その結果、73年にチツソの過失が認められるとともに、審査会の水俣病認定基準をせますぎるとして水俣病の症状の多様性を認め、棄却患者たちの大部分を水俣病患者として認定したのです。

そして、チツソと直接交渉を行なった少数の患者のねばり強い努力もあり、患者への慰謝料は59年の「見舞金」にくらべて大幅に改善されました。

とはいえ、重症者でも1800万円、年金も72万円にすぎず、金銭以外の救済策としては水俣湾のヘドロ処理事業が行なわれているものの、十分なものとはいえません。国・県の予防をおこたり、拡大をゆるし、救済を怠った責任が確定したのは87年のことです。

銭は一銭もいらん。そのかわり、会社のえらか衆の、上から順々に、水銀母液ば飲んでもらおう。上から順々に、42人死んでもらう。奥さんがたにも飲んでもらおう。胎児性の生まれるように。そのあと順々に69人、水俣病になってもらおう。あと百人ぐらい潜在患者になってもらおう。それでよか。

石牟礼道子「苦海浄土」より

被害の救済は汚染者負担による現状の回復を原則（PPP）とし、金銭賠償はあくまでも現状回復が困難な場合にやむをえずとられる措置です。汚染者であるチツソとその監督指導を怠った国および県・市は患者をもとの健康体にもとすだけではなく、破壊された自然をもとの状態に回復させなければなりません。

しかし、一度水俣病になったら死ぬことはあっても、現状回復を望むことはできません。それゆえ、患者が安全に快適に暮らせるような住宅や生活環境の造成をはかったり、年金や介護人への経済的援助のような制度を確立することが行政に求められるのです。

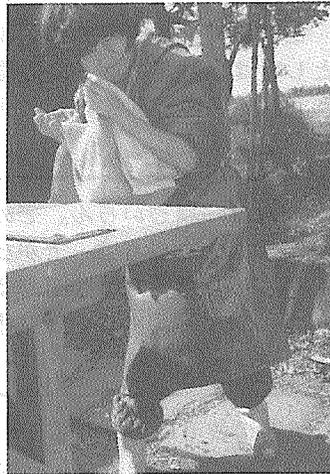
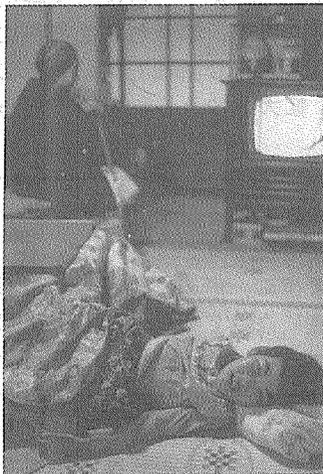
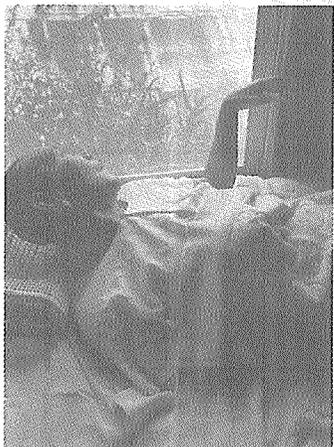
また、自然の復元のためには、行政は不知火海から水銀ヘドロをとりのぞき、不知火海をもとの豊かな海にもどし、衰退の一途をたどっている漁業を持続的漁業に立てなおす必要があります。

# We Are 現代社会 教科通信 The World

NO, 26 水俣病を生きる号

## 水俣病を生きる

水俣病は熊本大学医学部・原田正純教授らの献身的な治療、研究にもかかわらず、治ることはありません。したがって、水俣病患者の多くは自宅で家族の看護をうけながらひっそりと暮らしています。では、彼らはどのような日常生活を過ごしているのでしょうか。



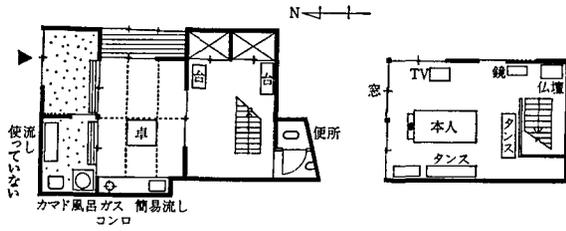
(事例1) Tさん(津奈木町)26歳(1973年当時)

父(70歳)、母(70歳)との三人暮らし。両親にも軽い症状がでています。

一家の生計は父が漁をして支えています。生活保護をうけていましたが、世間がうるさいので返上してしまいました。

Tさんが発病したのは中学3年の1学期でした。それまでは勉強もよくでき、運動も活発にしていますが、急に歩けなくなったのです。

病院で診察を受けたところ、肝臓病だといわれ、八年間の入院生活を余儀なくされました。発病後11年を経た1972年、県民会議医師団の水俣病発掘運動によってはじめて水俣病と診断されたのです



T子さんの家

Tさんは寝たきりですが、気分の良いときは一日中テレビをみたり、本を読んだりして過ごします。彼女の部屋は北向きの二階の6畳間です(左図)。毎朝一度だけ両親に支えられながら、急勾配の階段から一階におり、朝食をとりますが、その後はほとんど一日中フツンの上の生活がつづきます。

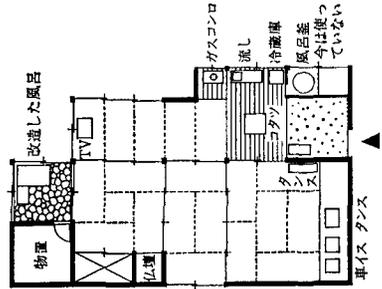
一日に二回くらい一階のトイレに行きます。昼食と夕食は二階に運んでもらって一人で食べます。風呂は寝込んで以来一度も入っておらず、母に体をふいてもらっています。

(事例2) Uさん(水俣市茂道)78歳(1973年当時)

妻のFさん(76歳)と二人暮らし。雑貨食料品店をやりながら魚を手伝っていましたが、53年ごろから手足がしびれてろれつが回らなくなりました。

54年になると、奇病だというので店の売上げがほとんどなくなり、そのうえ病院の出費もかさみ、苦しい生活がはじまりました。Uさんがいちばん困ることは手足がマヒ症状にあるので家のなかでよく転ぶということです。カーペットの先や畳の合わせ目のわずか5ミリや1センチの高さが大変は障害となるのです。

(事例3) Jさん(水俣市月ノ浦)19歳(1973年当時)



J子さんの家

姉(第一号患者)が6歳のとき死亡し、父(62歳)母(54歳)との三人暮らし。父は船大工、農業、漁業などをしており、割合めぐまれた生活をしていましたが、姉妹二人つづいて両親も発病してから生活が苦しくなりました。

軽症の両親はJ子さんの看護をしながら、みかん畑、看護手当て、カンパなどで生計をたてています。

J子さんの排尿はおむつで処理し、排便はかがめないため、立ったまま浣腸して行ないます。食事は固いものを両親がぐだいてあげます。

こうして水俣病患者とその家族は不自由な毎日を過ごしているのです。彼らが快適な毎日を過ごせるような家をつくるとすれば、それはどのようなものでしょうか。

Q8 患者の家を新築する場合、設計上配慮することは何だと思えますか？

# We Are 現代社会

## 教科通信

# The World

NO, 27 水俣の再生のために号

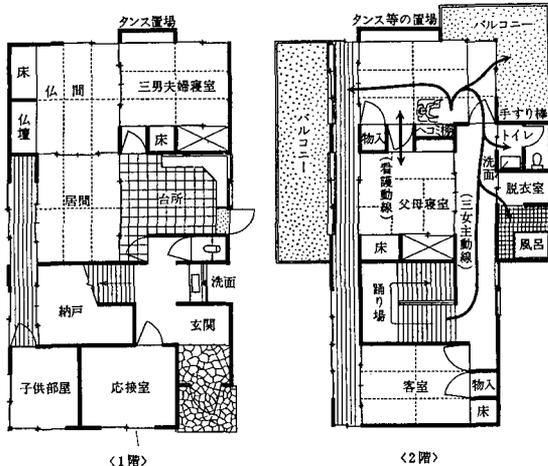
### 新築されたTさんの家

設計上の基本的な特徴は以下のようにまとめられます。

(1) 家の中の段差をできるかぎりなくし、転んだときにケガをしないように廊下と階段はカーペット敷きとします。階段には手すりをつけ、傾斜をゆるくします。トイレはしゃがまなくてもいいように洋式とし、前方に手すりをつけます。

(2) 患者は視野狭窄のため、カドに頭をぶつけやすいので、タンスなどはすべてヘコミ式にします。

(3) 患者が洗面所、トイレ、風呂などへ行くことは貴重な運動といえますが、患者の移動には介護人が常時つかなければならないので、廊下、階段と



も幅を広くし、風呂場の入り口も広くとります。

(4) 患者の要望によって寝室を二階にした場合、洗面所、トイレ、風呂も二階の患者の寝室近くにします。そして外界との接触や展望を考え、広いバルコニーもつくります。

1974年、T子さんの両親は貴重な補償金をつかって上記の特徴をもった家を新築しました(上図)。しかし、T子さんの容体は新築中から悪化しはじめ、T子さんは新居に入居後わずが9日目にして、つぎのような歌を残して他界していきました。

「病気を捨てられるものなら 一刻も捨てたし もみくちやにして」

Q9 患者の人間らしい生活の回復と水俣の再生のために、どのようなことをおこなわなければならないのでしょうか？

# 水俣の再生のために

患者救済のためには住宅はもとより、住宅外の生活空間もまた改善されなければなりません。しかしながら、熊本県と水俣市の地域計画は必ずしも患者の意思を反映したとはいえず、患者の人権の回復と水俣再生の試みは、むしろ、かつて漁民や患者たちに敵対していたチッソ労働組合の一部の人たちや軽症の患者およびそれを支える市民たちによって、はじめられています。

1968年、チッソ第一組合は「水俣病と闘いえなかったことは、まさに人間として、労働者として恥ずかしいことであり、心から反省しなければならない」という宣言を出しました。チッソ労働組合は62年に会社側の合理化案をのむかどうかをめぐって二つに分裂し、会社側についた第二組合が「補償金でチッソはつぶれる」と公言し、患者たちの抗議を暴力でつぶしていったのに対し、第一組合は会社側による配置転換、家庭待機命令などの執拗な弾圧をうけながらも、上記のような宣言を行い、患者たちと連帯してチッソの責任を追求し、裁判での患者側勝訴の一翼をになつたのでした。



水俣病センター相思社全図

74年には、軽症の患者とそれを支援する市民たちがカンパと借入金によって1400坪の土地を購入し、患者のための交流と生産の場として財団法人・水俣病センター相思社（左図）をつくりました。

相思社は未認定患者の援助や患者の掘りおこし、堆肥づくりやミミズの養殖のほか映画上映会や図書販売なども行なっています。また水俣病患者家庭果樹同志会を組織して、有機農法、低農薬のみかんをつくることを申し合わせ、生協、各種団体など流通ルートを自力で開拓して売ったり、82年からは水俣生活学校をひらき、生活し、生産しながら学習する場をつくっています。相思社と同じような目的をもって活動している団体には乙女塚農園や反農薬生産者連盟などがあり、いずれも自然との共生をとおして、人間破壊の生産と生活に代わりうるものを生み出そうとしています。

こうして患者たちは裁判によって水俣病と認定され、チッソや行政の責任も明らかになり、一個の人間としてその生活が尊重されはじめて、人間としての権利の回復すなわち復権をはたしたといえます。そして、患者自身の願いにもとづく水俣再生の試みは市民たちの支援をうけながらも、患者たちの手ですこしずつではありますが、進みつつあるといえるのです。